

お知らせ

指定催しの指定について

平成25年8月に発生した福知山市花火大会会場での火災を教訓に屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、火災予防条例が改正され、消防署長は、大規模な催しを主催する者に対して指定催しの指定を行い、主催者側から火気対象器具を使用する場合の消火器の準備、防火担当者の選任及び火災予防上必要な業務の計画等の届出を義務付けました。

令和7年7月7日現在、指定催しは、下記のとおりです。

(指定催し)

1 催し名称 いわで夏まつり

場所 岩出市西野4 1 7 番地

(大宮緑地総合運動公園)

期間 令和7年8月30日(土) 16時から20時10分

予備日 令和7年8月31日(日) 16時から20時10分

2 催し名称 粉河祭り

場所 紀の川市粉河地内

(粉河とんまか通り)

期間 令和 7 年 7 月 25 日 (金) 19 時から 23 時

令和 7 年 7 月 26 日 (土) 19 時から 23 時

令和 7 年 7 月 27 日 (日) 14 時から 19 時



屋外の指定催しについて（公告）

那賀消防組合火災予防条例第 53 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので公告します。

令和 7 年 6 月 2 0 日

那賀消防組合中消防署
署 長 山 田 達 也



記

催しの開催場所	岩出市西野 4 1 7 番地（大宮緑地総合運動公園）
催しの名称	いわで夏まつり
催しの開催期間	令和 7 年 8 月 3 0 日（土） 1 6 時から 2 0 時 1 0 分 ※予備日 令和 7 年 8 月 3 1 日（日） 1 6 時から 2 0 時 1 0 分

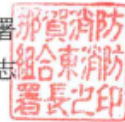


屋外の指定催しについて（公告）

那賀消防組合火災予防条例第 53 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので公告します。

令和 7 年 7 月 7 日

那賀消防組合東消防署
署 長 長 岡 泰 志



記

催しの開催場所	紀の川市粉河地内（粉河とんまか通り）
催しの名称	粉河祭
催しの開催期間	令和 7 年 7 月 2 5 日（金） 1 9 時から 2 3 時 令和 7 年 7 月 2 6 日（土） 1 9 時から 2 3 時 令和 7 年 7 月 2 7 日（日） 1 4 時から 1 9 時